

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第59号

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成10年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1下浜羽川地区整備計画の項を削り、同表に次のように加える。

横町地区整備計画	令和6年秋田市告示第213号に定める秋田都市計画横町地区計画の区域
----------	-----------------------------------

別表第2下浜羽川地区整備計画区域の項を削り、同表に次のように加える。

横町地区整備計画区域	次に掲げる建築物 (1) 自動車修理工場以外の工場 （建築物に附属するものを除く。） (2) 自動車修理工場 (3) 風営法第2条第1項および第5項に規定する営業に関する情報の提供等の用に供する建築物 (4) 風営法第2条第6項に規定する営業の用に供する建築物			
------------	---	--	--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。